
(令和4年12月23日掲載)

インクルーシブ教育を考える



坂井 聡 (さかい・さとし)

香川大学教育学部教授。1962年、京都府生まれ。専門は障害児の教育方法やコミュニケーション指導。香川大学教育学部附属坂出小学校校長と幼稚園園長、同大学バリアフリー支援室室長も併任し、教育現場に身を置きつつ実践的な研究を進めている。言語聴覚士、公認心理師。

2022年9月9日、国連から「障害者の権利に関する条約」に関する審査を受けての勧告が出されました。勧告には「インクルーシブ教育の権利を保障すべき」との記述があります。

国連教育科学文化機関（ユネスコ）の「インクルージョンへのガイドライン（2005）」を参考にすると、インクルーシブ教育は「教育における排除をなくし、学習活動への参加を平等に保障するための改革プロセス」と言うことができます。それは障害のある人だけを念頭に置くものでも、単純に特別支援学校をなくすということでもありません。性的マイノリティーの子ども、外国にルーツのある子ども、貧困等の問題を抱える子どもが在籍している学校のカリキュラムや指導法、施設のあり方を問い直すものです。

このプロセス実行のためには、多様な子どもが在籍していることを前提とした学校になっているかを問う必要があります。校内環境は多様な子どもがいることを前提としているか。カリキュラムはどうかといったことです。

そして、ここで意識しなければならないのは「私がいる学校は、主流と言われている人たちだけを対象とした学校になっていないか」と問うことです。そのような学校は、主流でない人たちにとっては公正な場とは言えないからです。学校は、そこに在籍する全ての子どもたちが、平等に教育を受ける権利を保障される場所であるということを再度確認する必要があるでしょう。

私は約20年間、特別支援学校の教員をしていました。その間、ここに在籍する子どもについて、ここで学ぶのは当たり前とっていました。それは「障害のある子どもは別の場所で学ぶのがよい」と勝手に思っていたからです。

中学校の時、同級生が年度の途中で急にいなくなったことがありました。その時の説明が「〇〇さんには障害があったので養護学校に転校しました」というものだったと思います。子ども心に、障害のある人は養護学校（特別支援学校）へ行くのが当たり前だと学んだのです。ここで学んだことはずっと大人になっても生きており、その結果、障害のある子どもは特別支援学校で学ぶのが当然と勝手に考え、何の疑問も持たなくなっていたということです。

しかし、これは安易な排除につながる可能性もあります。地域の学校に障害のある子どもがいないということが前提となっていれば、障害のある子どもは、別の場で学ぶのが当たり前というメッセージになっている可能性があるからです。

その延長線上に、障害のある子どもや保護者は学びの場を選択できる余地はなく、特定の場を選ばざるを得ない状況があるのだと思います。特別支援学校があることが問題なのではなく、学校を選べない現実があるならそれが問題なのです。

冒頭でインクルーシブ教育はプロセスであると述べました。国連の勧告を受けて私たちができることは、特別支援教育やインクルーシブ教育についていろいろな場で議論することだと思います。

よりよい学校教育をつくるためのプロセスであると考え、個人でもできることがあるはずです。それが、考え、議論することです。まず一人一人が考え、学校教育のあり方を議論することから始めてみようではありませんか。